

7. 削減目標達成のための施策

7-1. 施策体系

本計画では、2030年度の温室効果ガス削減目標を達成するための施策を以下のとおり定めます。施策の検討に当たっては、基本方針に基づくとともに、上位計画である環境基本計画、関連計画である南魚沼市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】などを踏まえています。

表 7-1-1 施策体系

基本方針	施策の方向	施策
1. 地域特性を踏まえた省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の推進	I 建築物等の省エネルギー化の推進	①ZEB ^{※8} 、ZEH ^{※9} 等の推進 ②省エネルギー設備、家電の導入推進 ③ハイブリッド車(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)の導入推進
	II 建築物等の再生可能エネルギー導入の推進	①建築物における太陽光発電設備の導入推進 ②再生可能エネルギー（電力利用）導入の推進 ③再生可能エネルギー（熱利用）導入の推進
2. 循環型社会の推進と森林の保全、整備	I 廃棄物の削減と再利用の推進	①3Rの推進
	II 森林の保全、整備	①森林の保全、整備の推進 ②地域産木材の活用推進
	III 環境と調和のとれた農業生産の推進	①農業生産における温室効果ガス排出量削減に資する技術の導入推進
3. 環境意識醸成、行動変容	I 環境学習、教育の推進	①環境学習の推進 ②豪雪地帯であることを踏まえた環境教育の推進
	II 省エネルギー行動の推進	①日常生活、事業活動における省エネルギー行動の推進 ②公共交通機関や自転車、徒歩での移動の推進

※8：ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、50%以上の省エネ化を図ったうえで、再エネ等の導入により、エネルギー消費量を0%以下まで削減した建築物のことを指します。また、ZEBにはNearly ZEB やZEB Ready など、達成度に応じた段階があります。

※9：ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、50%以上の省エネ化を図ったうえで再エネ等の導入により、エネルギー消費量を0%以下まで削減した住宅のことを指します。また、ZEHにはNearly ZEH など、達成度に応じた段階があります。

7-2. 各主体の役割

温室効果ガスの削減目標を達成し、将来像を実現するためには、国や県、市の取組だけでなく、市民、事業者を含む各主体が役割に基づいた取組を進めるとともに、他の主体とも連携して取り組む必要があります。そのため、以下のとおり各主体の役割を定めます。

(1) 市民の役割

- ・家庭部門における温室効果ガス排出量の削減のため、日々の暮らしや行動がどのように地球温暖化に結び付くかをよく理解し、日常生活における省エネ行動、省資源化などに取り組みます。また、日々の暮らしの中で、他部門の温室効果ガス排出量の削減につながる取組に協力します。
- ・国、県、市が実施する事業を活用して、再エネの導入、省エネ化を図り、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。
- ・市などが実施する事業に協力するとともに、地球温暖化防止活動に参加、協力します。

(2) 事業者の役割

- ・各事業者が属する部門において、事業活動に伴うエネルギー使用量を把握し、温室効果ガス排出量を削減するための取組を推進します。
- ・国、県、市が実施する事業を活用して、再エネの導入、省エネ化を図り、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。
- ・市などが実施する事業に協力するとともに、従業員への研修や環境教育を行い、地球温暖化防止活動に参加、協力します。

(3) 市の役割

- ・市民、事業者の手本となるよう、南魚沼市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づく取組を進めます。また、取組の結果などについては市民、事業者の取組の参考となるように情報発信を行います。
- ・市民、事業者の地球温暖化問題に関する知識を深め、取組を推進するため、情報提供を行います。また、再エネの導入、省エネ化を推進するため、補助事業などの支援策を検討、実施します。
- ・国や県、市民及び事業者と協力し、地球温暖化対策を実施します。

7-3. 具体的な施策

施策を実施するにあたり、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた取組を進める必要があります。そのため、施策ごとに役割に応じた各主体別の取組を定め、施策を推進します。

基本方針 1 地域特性を踏まえた省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の推進

施策の方向 I 建築物等の省エネルギー化の推進

住宅や事業所の省エネ化を推進するためには、建物の気密性や断熱性を高めるとともに、家電や設備を省エネ性能の高い製品にする必要があります。

そこで、気密性や断熱性の高い住宅の新築に対する補助事業の検討や、既設の家電を省エネ性能の高い物に買い換えるための補助事業を実施します。また、国、県などが実施している補助事業についても積極的に周知することで、市民、事業者の取組を推進します。

施策 I - ① ZEB、ZEH 等の推進

施策概要		<p>住宅、事業所等のエネルギー使用量を削減するためには、建物自体の気密性、断熱性を高めることが重要です。そのため、ZEB や ZEH の推進は、建物のエネルギー消費に伴う温室効果ガス排出量の大幅な削減に寄与する重要な取組です。</p> <p>市では、新たな公共施設を建築する際は ZEB 化などの検討を行います。住宅においては、豪雪地帯という地域特性を踏まえ、国が推奨する ZEH 住宅よりも高い気密性、断熱性を有する住宅^{※10}の普及を目指すため、補助事業を検討します。</p>
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> 住宅新築時には、気密性や断熱性の高い住宅にするとともに、太陽光発電設備の導入を検討します。 住宅のリフォームの際は、高气密化、高断熱化や省エネ設備の導入を検討します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所、店舗、工場を新たに建てる際は、ZEB 化などを図ります。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 新たに公共施設を建てる際は、ZEB 化などについて検討します。 ZEH 基準を上回る、気密性や断熱性の高い住宅を普及させるため、補助事業の検討や住宅の省エネ効果などについて周知します。 住宅や事業所などの新築時において、BEMS や HEMS^{※11}の導入を検討してもらうため、周知を行います。

※10：高い気密性、断熱性を有する住宅とは、ZEH 基準の断熱性能を上回る住宅のことで、当市では、国土交通省が定める断熱等性能等級 6 及び 7、気密性能は 1.0c m³/m²以下とします。

※11：HEMS とは、ホーム・エネルギー・マネジメント・システムの略所で、家庭でのエネルギー使用状況を専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネ化を支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すものです。

施策Ⅰ－② 省エネルギー設備、家電の導入推進		
施策概要		市では、エネルギー使用量の大きい家電などの省エネ化を推進するため、買換えの補助事業を実施します。また、国、県の補助事業の周知を行い、市民、事業者の省エネ性能の高い家電、設備への買換えを促進します。
各主体の具体的な取組	市民	・住宅に設置してある既存の家電を省エネ性能の高い家電に買い換えます。
	事業者	・LED照明や高効率機器の導入を進めます。
	市	・家庭におけるエネルギー使用量が大きい家電について補助事業の実施、周知を通じて、省エネ家電への買換えを促進します。 ・国、県が実施している、事業者向けの高効率機器などの買換え補助金の情報を周知します。 ・太陽熱温水器 ^{※12} 、エネファーム ^{※13} などの省エネ機器について、周知を行います。

※12：太陽熱温水器とは、太陽の熱を使って温水を作り、給湯などに利用するシステムのことです。

※13：エネファームとは、自宅でガスを活用して発電し、その際に出る熱を利用してお湯も作る家庭用燃料電池コージェネレーションシステムのことです。

施策 I - ③ ハイブリット車 (HV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV) の導入推進		
施策概要	従来のガソリンエンジンなどの自動車から、HV、EV、PHEV への転換を図ることで、温室効果ガス排出量の削減が期待できます。市では、公用車の買換え時には、使用用途を踏まえ EV などの導入を図ります。また、購入時の補助制度の周知や自宅への充電設備導入支援事業を検討します。さらには、公共施設や観光施設への充電インフラ整備を推進することで、市民や事業者が EV などを導入しやすい環境を整えます。	
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の買換えを行う際には、使用用途を踏まえ、HV、EV、PHEV を検討します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社用車の買換えを行う際には、使用用途を踏まえ、HV、EV、PHEV の導入を検討します。 ・EV、PHEV の普及促進に向け、店舗等の駐車場への充電設備の設置を図ります。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の買換えを行う際には、使用用途等を踏まえ、HV、EV、PHEV の導入を推進します。 ・EV、PHEV を購入された方が、自宅に充電設備を設置する際の補助事業を検討します。また、EV、PHEV を移動手段としてだけでなく、蓄電池として活用することができる、V2H についても周知します。 ・EV、PHEV の普及促進に向け、公共施設、観光施設等の駐車場への充電設備の設置を推進します。 ・EV、PHEV を購入する際に受けられる国の補助制度の周知を行います。

1	計画策定の背景
2	計画の基本的事項
3	本市の現状
4	脱炭素シナリオの策定
5	現状における課題の整理
6	南魚沼市の将来像と2030年度削減目標達成に向けた基本方針
7	削減目標達成のための施策
8	計画の推進体制・進行管理
	資料編

施策の方向Ⅱ 建築物等の再生可能エネルギー導入の推進

温室効果ガス排出量を削減するためには、太陽光発電設備などの再エネの普及を図る必要があります。豪雪地帯である本市においては、雪氷熱などの地域特性を踏まえた再エネの導入も推進することで、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

施策Ⅱ－① 建築物における太陽光発電設備の導入推進

施策概要		建築物における太陽光発電設備の導入は、温室効果ガス排出量を削減するために欠かせない取組です。市では、雪国という気象条件でも太陽光発電設備の普及を図るため、補助事業の実施にあわせて、実際の発電量や新たな技術についての情報収集を積極的に行い、周知します。また、補助事業の実施や、公共施設への導入実現可能性調査 ^{*14} 結果を公表することで、市民、事業者の取組を推進します。
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> 住宅への太陽光発電設備、蓄電池の導入を図ります。 補助金を活用して太陽光発電設備を設置した場合は、年間発電量について市に報告します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所、店舗、工場等への太陽光発電設備、蓄電池の導入を図ります。 補助金を活用して太陽光発電設備を設置した場合は、年間発電量について市に報告します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者の太陽光発電設備導入を促進するため、「南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金」の周知を図ります。 市の補助事業を活用して、太陽光発電設備を導入した建物の年間発電量などの情報を周知し、雪国における発電量に対する疑問の解消を目指します。また、公共施設に導入した太陽光発電設備の発電量も公表します。 公共施設における太陽光発電設備の導入実現可能性調査を実施し、その結果を公表することで、市民や事業者が太陽光発電設備の導入を検討する際の参考となることを目指します。 太陽光発電設備に関する新たな技術の情報を積極的に収集し、周知を行います。 空き地等における野立ての太陽光発電設備や、営農型の太陽光発電設備について周知を行います。

※14：太陽光発電設備の導入実現可能性調査とは、建物に太陽光発電設備を導入した際の発電量と導入費用などが採算に合うものであるかを知るために行う調査です。

施策Ⅱ－② 再生可能エネルギー（電力利用）導入の推進		
施策概要		<p>再エネ由来の電力を積極的に活用することは、再エネの普及に寄与し、温室効果ガス排出量の削減において重要な役割を果たします。市では、公共施設において再エネ由来の電力を使用している契約プランへの変更や、小水力発電の導入の検討を進めます。また、小水力発電の仕組みについて情報の周知を行い、市民、事業者の理解を深めます。他にも様々な再エネの導入に関する調査や補助事業の検討などの取組を通じて再エネの導入を推進します。</p>
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で使用する電力について、再エネ由来の電力を使用している契約プランへの変更を進めます。 ・小水力発電の仕組みやメリットを理解し、小水力発電の導入に協力します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、店舗、工場等において再エネ由来の電力を使用している契約プランへの変更を進めます。 ・事業所、店舗、工場等の立地条件や特性を考慮した、再エネ設備の導入を進めます。 ・空き地や遊休地を保有している場合、太陽光発電設備の設置を検討します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において再エネ由来の電力を使用している契約プランへの変更を進めます。 ・小水力発電において、河川で流量調査などが行われている場所をホームページで公表します。また、小水力発電の基本的な仕組みやメリット、導入事例などをホームページで紹介します。専門用語をできるだけわかりやすく解説し、市民、事業者が小水力発電に興味を持てるような情報発信に努めます。 ・様々な再エネ設備の導入を促進するために調査や補助事業の検討を行います。

1	計画策定の背景
2	計画の基本的事項
3	本市の現状
4	脱炭素シナリオの策定
5	現状における課題の整理
6	南魚沼市の将来像と2030年度削減目標達成に向けた基本方針
7	削減目標達成のための施策
8	計画の推進体制・進行管理
	資料編

施策Ⅱ－③ 再生可能エネルギー（熱利用）導入の推進		
施策概要		再エネについて、電力利用だけでなく、雪氷熱、地中熱、バイオマス熱など、熱利用に関しても推進していきます。市では、公共施設の特性や立地条件を踏まえた熱エネルギー設備の導入を推進します。特に、特別豪雪地帯である当市では、雪氷熱利用に注力しており、公共施設への設備導入だけでなく、市民、事業者の方に周知・理解していただき、普及を進めます。また、バイオマス熱について、木質だけでなく、稲作が盛んであるという地域特性を踏まえ、もみ殻の活用についても最新の技術などの情報を収集・周知します。
	各主体の具体的な取組	市民
事業者		<ul style="list-style-type: none"> 雪氷熱に関して、市の公共施設への導入を参考に、事業所、店舗、工場等の立地条件や特性を踏まえ、導入を検討します。 事業所、店舗、工場等の立地条件や特性を考慮した、地中熱、バイオマス熱等の設備導入を進めます。
市		<ul style="list-style-type: none"> 地域特性を活かした雪の利活用として、公共施設における雪氷熱利用設備の導入を進めます。 公共施設において、地中熱、バイオマス熱等の設備導入を検討します。検討を行う際は、各施設の立地条件や特性を十分に考慮して行います。 再エネ設備の導入を促進するため、補助事業を検討します。 地域特性を踏まえた再エネに関して情報を収集、周知します。

基本方針2 循環型社会の推進と森林の保全、整備

施策の方向I 廃棄物の削減と再利用の推進

廃棄物分野における温室効果ガス排出量の削減のためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場でごみの減量化や、再資源化に取り組む必要があります。

そこで、3R（リデュース：ごみを減らす、リユース：繰り返し使う、リサイクル：再資源化する）の普及啓発やごみの分別方法の周知を行い、市民、事業者の取組を促進することで、循環型社会への転換を図ります。

施策I-① 3Rの推進

施策概要		ごみの減量化や再資源化を進める3Rの取組は、温室効果ガス排出量の削減のためには不可欠です。市では、市民、事業者への普及啓発を通じた3Rの推進に加え、食品ロス削減や、生ごみ処理機の導入を支援する補助事業の周知を図ります。
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス、ごみの減量を図ります。 ・買い物にはマイバックを持参し、レジ袋や過剰な包装の使用を削減します。 ・ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。 ・生ごみ処理機の導入を行い、ごみの減量化に取り組めます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の各段階で廃棄物の発生抑制に取り組めます。 ・ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rを普及啓発し、市民、事業者にごみの減量化と再資源化の徹底を促します。 ・おいしい食べきり運動の普及啓発を通じて、食品ロス削減を図ります。 ・生ごみ処理機の導入を支援するための補助事業の周知を図ります。

施策の方向Ⅱ 森林の保全、整備

森林は、温室効果ガスの吸収や生物多様性の保全など多面的な機能を持ち、私たちの暮らしを支えています。そのため、森林の保全、整備を行うことは、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、この地域の環境を次の世代に受け継ぐためにも重要なことです。

そこで、補助事業の実施やJ-クレジット制度^{※15}を活用し森林の保全、整備を図るとともに、地域産木材の活用を推進します。

施策Ⅱ－① 森林の保全、整備の推進

施策概要	<p>森林は、温室効果ガスを吸収、固定する重要な役割を担うだけでなく、生物多様性の保全や水源の涵養など、多面的な機能を有しています。市では、南魚沼市ふるさと里山再生整備事業補助金や森林環境譲与税を活用し、森林の持続的な保全、整備を図ります。また、J-クレジット制度を周知し、森林由来クレジットによるカーボン・オフセットに対する理解を深めるとともに、クレジット販売による売上を森林保全、整備に還元することで、それぞれの立場で森林整備に寄与できる体制を構築します。</p>	
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 森林の多面的機能への理解を深めます。 行政区などで南魚沼市ふるさと里山再生整備事業補助金を活用した、森林整備を検討します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量の削減のために、森林由来クレジットを活用したカーボン・オフセットを検討します。 南魚沼市ふるさと里山再生整備事業補助金を活用した、森林整備を検討します。
各主体の具体的な取組	市	<ul style="list-style-type: none"> 南魚沼市ふるさと里山再生整備事業補助金の周知を図ります。 森林環境譲与税を活用して森林の保全、整備を図ります。 森林の二酸化炭素固定機能が十分発揮できるように、間伐や下草刈りなどの適正な維持管理を図ります。 市民や事業者に対して、J-クレジット制度の周知を行い、森林由来クレジットを活用したカーボン・オフセットの理解、促進を行います。 J-クレジット制度に基づき販売したクレジットの売上を活用して、市内の森林の保全、整備を促進します。

※15：J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再エネの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

施策Ⅱ－② 地域産木材の活用推進		
施策概要	<p>地域産木材の活用は、温室効果ガスの吸収源となる森林の整備を促進します。市では、「南魚沼の木で家づくり事業」をはじめとする補助制度を周知することで、住宅建築や増築に地域産木材の活用を促進します。また、木質バイオマスストーブ等の普及を進めることで、地域資源を活用した暖房方式を広め、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。</p>	
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築を行う際は、地域産木材の利用を検討します。 ・木質バイオマスストーブ等の利用を検討します。また、その燃料は出来るだけ地域産木材を利用します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の中で地域産木材の利用を検討します。 ・保有する人工林や里山林の保全、活用に努めます。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の建替えの際には「建築物等における市産材利用推進に関する基本方針」に基づき地域産木材を活用します。 ・地域産木材の利用を促進するため、「南魚沼の木で家づくり事業」の周知を図ります。 ・木質バイオマスの暖房利用等のメリットや注意点を周知します。

施策の方向Ⅲ 環境と調和のとれた農業生産の推進
<p>稲作などの農業が盛んな当市において、農業によって発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行う必要があります。</p> <p>そこで、国の交付金制度を周知することで、環境保全型農業^{※16}に取り組む方の後押しを行います。</p>

施策Ⅲ－① 農業生産における温室効果ガス排出量削減に資する技術の導入推進		
施策概要	<p>稲作が盛んな当市において、農業生産における温室効果ガス排出量の削減は重要な取組です。市では、環境保全型農業直接支払交付金の周知を行い、温室効果ガス排出量の削減を実現する技術や取組を推進します。</p>	
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に効果の高い営農活動に積極的に取り組み、省エネ性能に留意した農業機械、装置、車両の使用や長期中干し、秋耕の実施などで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に効果の高い営農活動に積極的に取り組み、省エネ性能に留意した農業機械、装置、車両の使用や長期中干し、秋耕の実施などで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に積極的に取り組む農業者を対象とした環境保全型農業直接支払交付金制度の周知を行います。

※16：環境保全型農業とは、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動のことです。

基本方針3 環境意識醸成、行動変容

施策の方向I 環境学習、教育の推進

本市の良好な環境を次の世代に引き継いでいくためには、地球温暖化による悪影響を理解し、温室効果ガス排出量の削減に向け、各自で何ができるかを考えて取り組むことが必要です。

そこで、市民、事業者を対象とした環境に関する情報発信やイベントなどの周知を行い、環境に関する学習の機会を促進します。また、次世代を担う子供たちに、雪国に住まうことに誇りをもってもらうための環境教育の実施を検討します。

施策I-① 環境学習の推進

施策概要		地球温暖化対策や自然環境の保全を進めるうえで、一人ひとりの意識と行動が大きな力となります。市では、新潟県地球温暖化防止活動推進員の人材育成、活動支援や、地域イベントでの情報発信を行い、地球温暖化問題に関して学習する機会を広めます。また、国や県が実施する各種イベントへの協力、参加を促し、市民、事業者が連携して環境意識を高め、持続可能な地域社会を共に目指します。
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習やイベントなどに参加して、地球温暖化問題に対する理解を深めます。 温室効果ガス排出量の削減に向け、日常の生活の中でできることを考え、行動に移します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習やイベントなどに参加して、従業員の地球温暖化問題に対する理解を深めます。 環境学習やイベントなどを実施する機会の提供に協力します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県地球温暖化防止活動推進員の人材となる方を育成するとともに、推進員の活動を支援します。 地域のイベントで、環境に関する情報発信を検討、企画、実施します。 国や県が実施する環境に関するイベントに協力し、市民、事業者の参加を促します。

施策I-② 豪雪地帯であることを踏まえた環境教育の推進

施策概要		次世代を担う子供たちに、地球温暖化問題に関して正しく理解し、自分たちが生まれ育った地域が、これまでの気候によってどのような恩恵を受けているのかを知ってもらうため、小学校、中学校での環境教育を検討します。
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育で学んだことを家庭で共有し、日常の生活の中でできることを考え、行動に移します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育を実施する機会の提供に協力します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校において、雪国に住まうことに誇りをもってもらうことを踏まえた、環境に対する教育の実施を検討します。 新潟県地球温暖化防止活動推進員の人材育成及び推進員の活動を支援します。(再掲)

施策の方向Ⅱ 省エネルギー行動の推進
温室効果ガス排出量の削減に向けた日々の取組は、市民、事業者、市がそれぞれの生活、事業活動の中で行えることを着実に進めることが重要です。日々の生活、事業活動の中での省エネ行動を推進することで、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

施策Ⅱ－① 日常生活、事業活動における省エネルギー行動の推進		
施策概要	市民、事業者、市の生活、事業活動の中で一人ひとりが行える、取り組みやすい活動を推進することで、脱炭素型ライフサイクルへの転換を図ります。市では、国が推進するデコ活 ^{※17} や新潟県が推進するゼロチャレ30などの周知を図り、市民、事業者の行動変容を促します。また、今後行う予定のゼロカーボンシティ宣言 ^{※18} を広く知ってもらうために、市民、事業者、市が協働で行う取組を検討します。	
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のこまめなオフや節水など、国が推進するデコ活や県が推進するゼロチャレ30の実践を通じて、日常生活における温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。 ・購入時にラベルや産地表示などを確認し、環境に配慮した農産物を積極的に選びます。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・節電や節水など、国が推進するデコ活や県が推進するゼロチャレ30の実践を通じて、事業所における温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・国が推進するデコ活や県が推進するゼロチャレ30の周知を図り、市民、事業者が取り組みやすいことから行動変容を促します。 ・地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の「職員の取組」を進めることで、市民、事業者の手本となることを目指します。 ・ゼロカーボンシティ宣言を広く知ってもらうために、市民、事業者、市が協働で行う取組を検討します。

※17：デコ活とは、国が2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民、消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための国民運動のことを指します。
 ※18：ゼロカーボンシティ宣言とは、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを指す旨を公表すること。

施策Ⅱ－② 公共交通機関や自転車、徒歩での移動の推進		
施策概要		公共交通機関の利用促進や自転車、徒歩による移動の拡大は、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、健康増進にもつながります。市では、市内の公共交通ネットワークの強化により利便性を高め、自家用車以外の移動手段を推進します。また、都市機能を市街地に誘導することで、公共交通によるアクセス性を向上させます。
各主体の具体的な取組	市民	<ul style="list-style-type: none"> 日々の移動について、近距離は自転車や徒歩、遠方は公共交通を優先するなど、環境に優しい移動手段に転換します。 家族や近所の方との買い物や通院など、同じ方面に用事がある場合は乗り合いを検討します。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に対して、職場から住宅の距離が2 Km以内の方は徒歩、自転車通勤をお願いするなど、従業員の負担にならない範囲で自転車、徒歩による通勤を推進します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内の公共交通ネットワークの構築を促進して、利便性の向上を図ります。 南魚沼市立地適正化計画^{※19}に基づき、都市機能を市街地に誘導することで、公共交通でのアクセス性の向上を図ります。

※19：立地適正化計画とは、市町村が居住や都市機能増進施設（大規模小売店舗、病院、学校など）を誘導する区域や方法、また、それらと連携する公共交通ネットワークの再編を行うことでコンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るための計画です。